

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

関 市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 関地域

(1) 現況

本地域は、濃尾平野の北部に位置する田園都市地域であり、大半の農用地はほ場整備を完了している。本地域の作物は、米や麦をはじめ、各種野菜類など多種にわたる。

本地域は、人口の増加に伴い、住宅増築などの開発事業が盛んになると予想されまた住民の混在化により農地を守る活動にも影響が出ることもあり、さらなる農地の保全活動が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 洞戸（旧洞戸村）地域

(1) 現況

本地域は、標高の高い山々に囲まれ北側中心に山林を占める地域で、板取川の川沿いに集落が多く点在している。本地域では、特にキウイの栽培が盛んである。

本地域は、過疎化により、農業者の高齢化や人材不足が課題となっており、後継者等の人材確保・育成が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 板取（旧板取村）地域

(1) 現況

本地域は、北側が福井県に接し、標高の高い山々に囲まれ面積の大半が山林を占める地域で、地域北部の川浦谷などの清流を集めた板取川の川沿いに集落が点在している。本地域では、特にブルーベリーの生産が盛んであり、最近は園芸作物（花木・花苗）・椎茸の栽培や淡水魚の増殖、林業にも力を入れている。

本地域は、全体的に過疎化の進行が早く、農業従事者の高齢化や後継者不足が他の地域よりもさらに深刻であり、人材確保・育成が一層必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけるより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 武芸川（旧武芸川町）地域

(1) 現況

本地域は、北部地域は標高の高い山々に囲まれ、南部地域は濃尾平野の北部に位置する田園都市地域であり、地域のほぼ中央を流れる武儀川の周辺に多く集落が点在している。本地域の作物は、米を中心に麦・大豆・野菜など多種にわたる。

本地域は、過疎化により、農業者の高齢化や人材不足が課題となっており、後継者等の人材確保・育成が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 武儀（旧武儀町）地域

(1) 現況

本地域は、標高の高い山々に囲まれ面積の大半が山林原野を占める地域で、津保川の川沿いに多く集落が点在している。本地域の作物は、米や果樹（パッションフルーツ）をはじめ、麦・大豆・椎茸・その他の野菜類など多種にわたる。

本地域は、過疎化により、農業者の高齢化や人材不足が課題となっており、後継者等の人材確保・育成が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

6. 上之保（旧上之保村）地域

(1) 現況

本地域は、標高の高い山々に囲まれ面積の大半が山林を占める地域で、地域の中央を流れている津保川及び小那比川沿いに多く集落が点在している。本地域では、米・ゆず・お茶の栽培が盛んで、林業にも力をいれている。

本地域は、過疎化により、農業者の高齢化や人材不足が課題となっており、後継者等の人材確保・育成が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	関地域	第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業
②	洞戸地域	第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業
③	板取地域	第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業
④	武芸川地域	第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業
⑤	武儀地域	第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業
⑥	上之保地域	第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

・特定農山村地域、振興山村地域、過疎地域：旧武芸川町の一部地域（旧東武芸村）、旧洞戸村地域、旧板取村地域、旧武儀町地域、旧上之保村地域

・3法に地理的に接する地域：旧関市の一部地域（池尻、下有知今宮、下有知上切、東志摩、広見）

・岐阜県特認基準で農林統計上の中山間地域：旧関市地域（旧富野村、旧田原村）、旧武芸川町地域（旧南武芸村）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 市町村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地をすべて対象

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑(草地含む。)15%以上の農地

(オ) 岐阜県知事が地域の実態に応じて指定する農用地

2 集落協定の共通事項

(1) 集落連携・機能維持加算の要件緩和

ア 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

イ 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

3 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

(1) 認定農業者に準ずる者とは、人・農地プランに定める地域の中心となる経営体など地域の実情に合わせて市長が認定する者。

4 その他必要な事項

(1) 対象農地の地目が田のところに、永年性作物を植栽した場合は、植栽した年から地目を畑とみなし、交付金の変更を行うこととする。

(2) 近年の農業の課題である有害鳥獣による被害防止対策と、耕作放棄地の防止・解消を積極的実施し、地域の農村環境を保全することとする。